

# 岡山県公報

発行  
岡山県



## 目次

担当課（室）

○ 岡山県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則  
 【規則】  
 （県例規集登載）

経営支援課

○ 岡山県中小企業支援資金融資制度要綱の一部改正  
 【告示】  
 （県例規集登載）

経営支援課

○ 指定納付受託者の指定

デジタル推進課

○ 知事指定薬物の指定の失効

医薬安全課

○ 優良図書の推奨

子ども家庭課

○ 有害図書の指定

工業技術センター

○ 特定計量器定期検査

治山課

○ 保安林の指定の解除

道路整備課

○ 道路の区域変更

防災砂防課

○ 土砂災害警戒区域等の指定

防災砂防課

〃

〃

【公告】

○ 公共測量の終了

監理課

【教育委員会】

○ 岡山県文化財保護条例に基づく文化財の指定

教育委員会

## 目次

担当課（室）

◎岡山県規則第八号

岡山県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

岡山県中小企業高度化資金貸付規則（昭和四十二年岡山県規則第七十号）の一部を次のように改正する。

別表第三備考第四号中「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」を「物資の流通の効率化に関する法律」に、「第五条第二項」を「第七条第二項」に改める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

◎岡山県告示第百四号

岡山県中小企業支援資金融資制度要綱（平成二十一年岡山県告示第百四十三号）の一部を次のように改正する。  
令和七年三月十八日

岡山県知事 伊原 隆 太

第二条第十七号中「感染症対応型」を「経営改善・再生支援強化型」に、「二〇二二〇三二〇中序第二号」を「二〇二五〇一二〇中序第十二号」に改め、同条に次の一号を加える。  
 二十 協調支援型特別保証 協調支援型特別保証制度要綱（二〇二五〇一二〇中序第十四号）に基づき全国的に統一して設けられた信用保証制度をいう。  
 第四条第十三号中「感染症対応型」を「経営改善・再生支援強化型」に改め、同条に次の一号を加える。  
 十四 別表第十四号に掲げる資金の融資を受けようとする者については、協調支援型特別保証を受けること。  
 別表第十三号中「感染症対応型」を「経営改善・再生支援強化型」に、「5年」を「3年」に、「0.20%」を「0.30%」に改め、同表に次のように加える。

14	協調支援型特別資金	協調支援型特別保証の対象となる者	(1) 事業経営に必要な運転資金及び設備資金（土地取得資金を除く。） (2) 知事が別に定める既往の借入金 の返済資金	同上	10年以内（運転資金にあつては1年以内、設備資金及び運転設備資金にあつては3年以内）	同上	年1.80%以内	付表5のとおり	同上	同上
----	-----------	------------------	-------------------------------------------------------------------	----	--------------------------------------------	----	----------	---------	----	----

別表の備考欄として次のように加える。

3 第14号に掲げる資金の融資条件は、保証付き融資に限る。  
付表5の次に次の一表を加える。

付表5

区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
協調支援型特別保証の申込人資格要件（1）に該当し、保証協会への保証申込日が令和8年3月31日まで	0.95	0.88	0.78	0.68	0.58	0.50	0.40	0.30	0.23
協調支援型特別保証の申込人資格要件（1）に該当し、保証協会への保証申込日が令和8年4月1日から令和9年3月31日まで	1.27	1.17	1.04	0.90	0.77	0.67	0.54	0.40	0.30
協調支援型特別保証の申込人資格要件（1）に該当し、保証協会への保証申込日が令和9年4月1日から令和	1.43	1.32	1.17	1.02	0.87	0.75	0.60	0.45	0.34

10年3月31日まで									
協調支援型特別保証の申込人資格要件(2)に該当する場合	1.43	1.32	1.17	1.02	0.87	0.75	0.60	0.45	0.34

(単位…%)

備考 付表1の備考の規定は、この表について適用する。

**附 則**

(施行期日)

1 この告示は、令和七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正前の岡山県中小企業支援資金融資制度要綱別表第十三号に掲げる資金であつて、令和七年三月三十一日までに岡山県信用保証協会が保証の申込みを受け付けた資金については、なお従前の例による。

◎岡山県告示第百五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定した。

令和七年三月十八日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 指定納付受託者の名称及び住所

株式会社NTTデータ

東京都江東区豊洲三丁目三番三号

二 指定の日

令和七年三月十四日

三 指定納付受託者が取り扱う歳入の種類

岡山県電子申請サービスにおいてコード決済を利用して納付する使用料及び手数料

四 指定納付受託者による納付の事務を開始する日

令和七年四月一日

◎岡山県告示第百六号

岡山県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成二十七年岡山県条例第十七号。以下「条例」という。）第十三条第一項の規定により、次の知事指定薬物の指定は、その効力を失った。

令和七年三月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 知事指定薬物の名称

- 1 (八R)―N・N―ジエチル―六―メチル―「三―(トリメチルシリル)プロパノイル」―九・十―ジデヒドロエルゴリン―八―カルボキシアミド（通称名「S―LSD」）及びその塩類
- 2 N―メチル―N―プロピルトリプタミン（通称名MPT、Methylpropyltryptamine）及びその塩類
- 3 五―ニトロ―二―「四―プロポキシフェニル」メチル―「二―(ピロリジン―「イ」)エチル」―「H―ベンゾ「d」イミダゾール（通称名Protoneitazepine、N―Pyrrolidino protoneitazene）及びその塩類

二 指定の失効の理由

条例第二条第五号に規定する薬物に指定されたため

三 失効年月日

令和七年三月十五日

◎岡山県告示第百七十号

岡山県青少年健全育成条例（昭和五十二年岡山県条例第二十九号）第七条の規定により、青少年の健全な育成のため特に有益であると認められる図書を次のとおり推奨する。  
令和七年三月十八日

番号	図 書 名	著 者	作 者	岡山県知事 伊原 隆 大 発行所 教 育 画 劇 幼 児 象 中央公論新社 小学生（低） B L 出版	岡山県知事 伊原 隆 大 発行所 教 育 画 劇 幼 児 象 中央公論新社 小学生（低） B L 出版	岡山県知事 伊原 隆 大 発行所 教 育 画 劇 幼 児 象 中央公論新社 小学生（低） B L 出版	岡山県知事 伊原 隆 大 発行所 教 育 画 劇 幼 児 象 中央公論新社 小学生（低） B L 出版
1	オムちゃんのおてつだいけん	きたに やすのり わたなべ あや	絵	中央公論新社 小学生（低） B L 出版	中央公論新社 小学生（低） B L 出版	中央公論新社 小学生（低） B L 出版	中央公論新社 小学生（低） B L 出版
2	かえる場所	千広兄弟	作	中央公論新社 小学生（低） B L 出版	中央公論新社 小学生（低） B L 出版	中央公論新社 小学生（低） B L 出版	中央公論新社 小学生（低） B L 出版
3	ガラガラがらくた！？	エミリー グラヴェット なかがわ ちひろ	作 訳	B L 出版	B L 出版	B L 出版	B L 出版
4	やさしさがし いたずらネコとやさしいおばけ	おかもと まり NON STYLE 石田 明 EHON INC. 制作・監修	原案 脚本	ニ コ モ	ニ コ モ	ニ コ モ	ニ コ モ
5	過去を知り、未来を守る わたしたちの地球と気候変動	森田 香菜子 ミヤタ ジロウ・デュフオ恭子	監修 絵	偕 成 社 小学生（高）	偕 成 社 小学生（高）	偕 成 社 小学生（高）	偕 成 社 小学生（高）
6	水のはなし 水をめぐる冒険の旅へ	オリガ・フエジューエヴラ 横山 和江	文・絵 訳	鈴 木 出 版	鈴 木 出 版	鈴 木 出 版	鈴 木 出 版
7	もしぼくが鳥だったら パリスチナとガザのものがたり	フテーテイマ・ジャラフェッティーン アマル	文 絵	ゆ ぎ 書 房	ゆ ぎ 書 房	ゆ ぎ 書 房	ゆ ぎ 書 房
8	ワルイコいねが	片桐 早織 鈴木 啓之	絵 訳	講 談 社 中 学 生	講 談 社 中 学 生	講 談 社 中 学 生	講 談 社 中 学 生
9	根っからの悪人っているの？ 被害と加害のあいだ	安東 みきえ 坂上 香	著	講 談 社 中 学 生	講 談 社 中 学 生	講 談 社 中 学 生	講 談 社 中 学 生

◎岡山県告示第百八号

岡山県青少年健全育成条例（昭和五十二年岡山県条例第二十九号）第十条第一項の規定により、青少年の健全な育成を害するおそれがある図書を次のとおり指定する。

令和七年三月十八日

岡山県知事 伊原 隆 太

番号	種別	名称	岡山県知事	伊原 隆 太	発行者等
1	雑誌	アクシヨンピザッツ	2025年4月号	双葉出版社	
2	〃	コミック・マジョウ	2025年4月号	三和出版	
3	〃	コミックミルワ	2025年4月号	ライアーネット	
4	〃	ダイアプラス	2025年3月号	新書館	
5	〃	特ダネTABOO!	55 美女の春爛漫号	メダイアックス	





二 実施機関

岡山県指定定期検査機関 一般社団法人岡山県計量協会

◎岡山県告示第百十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和七年三月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 解除に係る保安林の所在場所  
玉野市宇野八丁目三二四八の二
- 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由  
指定理由の消滅

令和7年3月18日 岡山県公報 第12685号

◎岡山県告示第百一十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和七年三月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 六条院東里庄線
- 三 道路の区域

区 域	別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
浅口郡里庄町大字新庄字金堂三七六五番 一地从先から 浅口郡里庄町大字新庄字梶山二九三二番 一地从先まで	新	五・九 五二・三	一一三三三・二
浅口郡里庄町大字新庄字金堂三七六五番 一地从先から 浅口郡里庄町大字新庄字干瓜四五〇四番 一地先を経て 浅口郡里庄町大字新庄字鍋ヶ迫四八〇一 番一地先を経て 浅口郡里庄町大字新庄字太治郎開地五三 三八番一地从先まで	新	一四・〇 五二・三	一二四一・九
浅口郡里庄町大字新庄字金堂三七六五番 一地从先から 浅口郡里庄町大字新庄字梶山二九三二番 一地从先まで	旧	五・九 五〇・四	一一三三三・二

◎岡山県告示第百十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、備前市の区域内において土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和七年三月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土砂災害警戒区域

箇所番号

土砂災害の発生原因と  
なる自然現象の種類

指定の区域

二一-K日生町日生〇二六

急傾斜地の崩壊

次の図のとおり

二 土砂災害特別警戒区域

箇所番号

土砂災害の発生原因と  
なる自然現象の種類

指定の区域及び法第九  
条第二項括弧書に  
規定する土砂災害警  
戒区域等における土  
砂災害防止対策の推  
進に関する法律施行  
令（平成十三年政令  
第八十四号）で定め  
る衝撃に関する事項

二一-K日生町日生〇二六

急傾斜地の崩壊

次の図のとおり

各区域について、「次の図」は省略し、その図面を岡山県土木部防災砂防課及び岡山県備前県民局建設部東備地域管理課に備え置いて縦覧に供する。

◎岡山県告示第百十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、笠岡市の区域内において土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和七年三月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土砂災害警戒区域

箇所番号

土砂災害の発生原因と  
なる自然現象の種類

指定の区域

二〇五K大亘〇〇三

急傾斜地の崩壊

次の図のとおり

二 土砂災害特別警戒区域

箇所番号

土砂災害の発生原因と  
なる自然現象の種類

指定の区域及び法第九条第二項括弧書に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成十三年政令第八十四号）で定める衝撃に関する事項

二〇五K大亘〇〇三

急傾斜地の崩壊

次の図のとおり

各区域について、「次の図」は省略し、その図面を岡山県土木部防災砂防課及び岡山県備中県民局建設部井笠地域管理課に備え置いて縦覧に供する。

〔九六〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、倉敷市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和七年三月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

倉敷市新田及び八軒屋地内	測量区域
公共測量（三級基準点測量）	測量の種類
令和七年二月二十八日	終了年月日

◎岡山県教育委員会告示第一号

岡山県文化財保護条例（昭和五十年岡山県条例第六十四号）第四条第一項及び第三十一条第一項の規定により、次のとおり岡山県指定重要文化財、岡山県指定史跡及び岡山県指定名勝の指定をする。

令和七年三月十八日

岡山県教育委員会

- 一 指定番号 有第三九三号
- 二 種別 重要文化財 工芸品
- 三 名称及び員数 黒漆塗黒糸威菱綴桶側二枚胴具足 一領
- 四 所在地 岡山市北区丸の内二丁目七番一五号
- 五 所有者 一般財団法人林原美術館
- 六 製作年代 江戸時代前期（十七世紀）
- 七 指定理由

本甲冑は、日本甲冑の諸形式のうち、安土桃山時代に成立する当世具足である。造形上の大きな特徴として全体を黒色の意匠で統一していることが挙げられる。鉄や革の部材は黒漆塗とし、威毛に黒糸、金物に赤銅、家地に黒縹子を用いる。

兜は頭形兜。漆下地で全体を平滑にして、正面に鎬を立て、眉形を飾る。眉庇の割り込みは浅い。前立は欠失する。鞆は日根野鞆で吹返はない。

胴は横矧桶側二枚胴。横長の板札を菱綴し、胸板と脇板を毛引威で繋ぐ。胴内面は黒革貼り。肩の小鱗は威小鱗。胸部の両乳鑲と背面の総角付鑲には揚羽蝶紋を飾る。背面には総角を結ぶ。胴下端の両側と背面中央を大きく割り込む。肩上と押付板の接合部を補強する三日月板を有する。草摺は七間で、腰革付にして胴下端に取り付ける。籠手は瓢籠手。手甲には切鉄で揚羽蝶紋を飾る。佩楯は伊予佩楯。臑当は五本篠臑当である。

袖には、大袖を備える。七段下がりの札板の上部三段を、鉄小札と革小札の鉄交ぜとする。小札の形状及び上部三段に逆三角形に鉄の小札が入る鉄交ぜの状況から、来歴は不明であるものの、室町時代後期（十六世紀）頃に作られた大鎧に付属していた大袖と考えられる。

本甲冑は、岡山藩主池田家旧蔵品で、附属する具足櫃の貼紙に「輝政公御召」とあり、明治時代に作られた池田家の什物台帳『調度記』（岡山大学附属図書館池田家文庫蔵）にも「輝政公御召領」と記載され、池田輝政（一五六四―一六一三）の所用と伝えられてきた。しかしながら、三日月板が付く点、胴下端の割り込みが深い点、装飾の意匠に家紋を用いる点などの特徴から、実際の製作年代は十七世紀中葉と推定できる。製作推定時期から推察するならば、輝政の孫である池田光政（一六〇九―一六八二）が製作に関与したのではないかと考えられる。当時の武家社会では先祖頭彰の動きが広がっており、本甲冑も、先祖頭彰のために製作された可能性がある。

本甲冑は、機能性を重視して装飾性を抑えつつ、漆塗や金物の彫金など全体の仕立ては上質である。要所に池田家の家紋の揚羽蝶紋を飾り、また室町時代後期の太袖を流用して武家としての歴史と権威を示しており、大名藩主に相応しい甲冑と評価できる。江戸時代前期に遡る大名藩主クラスの甲冑は全国的にも例が少なく、美術工芸品及び歴史資料としての価値は極めて高い。

- 一 指定番号 有第三九四号
- 二 種別 重要文化財 建造物
- 三 名称及び員数 吉備津彦神社 渡殿・釣殿・祭文殿・軒廊・拜殿・神饌所



四 所 在 地 岡山市北区一宮一〇四三番地  
 五 所 有 者 宗教法人吉備津彦神社  
 六 年 代 昭和十一（一九三六）年  
 七 指 定 理 由

六 棟 附 設計図 二三枚

吉備津彦神社は、備前国と備中国の境界をなす吉備中山の北東麓に所在する。主祭神は大吉備津彦命で、備前国一宮として重んじられ、近世には岡山藩主の崇敬を受けた。近代の社格制度では初め県社であったが、昭和三（一九二八）年に国幣小社に昇格している。

元禄十（一六九七）年に岡山藩主池田綱政が再建した当時の建築として、本殿（県指定重要文化財）、中門（市指定重要文化財）、随神門（同）が現存するが、渡殿・祭文殿・拝殿等は昭和五（一九三〇）年の火災で焼失し、翌年再建に着手、十一（一九三六）年に竣成したものである。昭和七年から九年に作成された社殿設計図に「角南」「齋藤」「山内」「上田」の押印があり、旧内務省神社局の角南隆、齋藤常之、山内泰明、上田萬次郎が設計に携わったことが分かる。

渡殿・釣殿・祭文殿・軒廊・拝殿は本殿正面の軸線上に並び配され、釣殿から拝殿は、縁より下を主として石造とする。建物相互を接続することによって機能性を高めるとともに、各社殿の屋根が連なりながら変化を見せ豊かな社頭景観をつくっている。これらの社殿は本殿に向かって徐々に床面を上げ、渡殿の奥一間はさらに一段高めるといった巧みな配置計画をもち、各社殿の神聖度に応じた意匠及び形式が表現されている。

渡殿は、木造平屋建、入母屋造で、桁行五間、梁間三間の規模である。亀腹上に腰組付き縁、組高欄を廻し、壁面は正面中央と側面前一間に両開き板戸、他は葺戸を立てる。組物は二手先、中備え蓑束、蛇腹支輪を入れ、軒は二軒繁垂木とし、本殿の意匠に準じる。祭文殿は、木造平屋建、切妻造で、桁行九間、梁間三間の規模である。亀腹の上方に鉄筋コンクリートの片持ち梁を設け、縁及び組高欄を廻す。壁面は腰長押より上に連子窓を配し、側面中央間には明り障子付きの諸折両開き棧唐戸を立てる。組物は舟肘木のみで、軒は二軒疎垂木である。拝殿は、木造平屋建、入母屋造で、桁行七間、梁間三間、向拝三間の規模である。壇正積基壇の上に建ち、組高欄を廻す。壁面は腰長押より上部を引き違いの明り障子とし、正面三間と側面中央間に諸折両開き板戸を立てる。組物は平三斗で中央間のみ中備え蓑束を入れ、軒は二軒疎垂木である。天井は中央部を折上格天井とする。渡殿と祭文殿をつなぐ釣殿、祭文殿と拝殿をつなぐ軒廊も木造平屋建で壇正積基壇の上に建ち、軒は二軒疎垂木である。神饌所は、祭文殿南に位置し、正面に一間の向拝を設ける。木造平屋建、入母屋造で、桁行四間半、梁間二間半の規模である。壁面は腰長押より上に連子窓を配し、正面及び側面に明り障子付きの両開き棧唐戸を立てる。組物は舟肘木のみで、一軒疎垂木の簡素な意匠とする。以上の社殿の屋根はすべて当初檜皮葺であったが、昭和五十年代に銅板葺に改変されている。

これらの社殿は、旧内務省神社局が造営に関与した昭和初期の大規模社殿として県内に例を見ないものであり、良好な状態を保ち現存する点は貴重である。和様を中心に古式を重視した造りであるが、鳳凰を模した木鼻や複雑な文様の虹、梁彫刻、拝殿の一部の柱を吹寄せとするなど、各所に大胆な近代的デザインが認められる。また、祭文殿・軒廊・拝殿の内部を石敷の土間形式として立札に対応し、一部に鉄筋コンクリートを使用するなどの点も、近代的な特徴をよく示している。設計者の一人角南隆（一八八七―一九八〇）は倉敷市児島の出身である。角南は、吉野神宮（昭和七年改

築)、檀原神宮(昭和十四年再整備)、近江神宮(昭和十五年創建)等、戦前に全国で実施された官国幣社の整備に多く携わるなど、近代の神社建築史上重要な役割を果たしており、本件もその作例としても高い価値を有する。

- 一 指定番号 記第一一八号
- 二 種別 史跡
- 三 名称及び員数 緑山古墳群 六号墳・七号墳・八号墳 三基
- 四 所在 総社市上林三六四番地一及び三七六番地一の一部
- 五 範囲 国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)による第V座標系を基準とする第一地点(XⅡマイナス一四六七〇メートル、YⅡマイナス五一〇六〇)、第二地点(XⅡマイナス一四六七二〇、YⅡマイナス五一〇七〇)、第三地点(XⅡマイナス一四六七四〇、YⅡマイナス五一〇七〇)、第四地点(XⅡマイナス一四六七五〇、YⅡマイナス五一〇六〇)、第五地点(XⅡマイナス一四六七五三、YⅡマイナス五一〇五〇)、第六地点(XⅡマイナス一四六七四四、YⅡマイナス五一〇四〇)、第七地点(XⅡマイナス一四六七五〇、YⅡマイナス五一〇三六)、第八地点(XⅡマイナス一四六七八〇、YⅡマイナス五一〇〇九)、第九地点(XⅡマイナス一四六七九四、YⅡマイナス五一〇〇〇)、第一〇地点(XⅡマイナス一四六七九〇、YⅡマイナス五〇九九〇)、第一一地点(XⅡマイナス一四六七八〇、YⅡマイナス五〇九九〇)、第一二地点(XⅡマイナス一四六七四〇、YⅡマイナス五一〇〇〇)、第一三地点(XⅡマイナス一四六七一〇、YⅡマイナス五一〇四〇)を順に結ぶ直線によって囲まれる範囲

指定範囲に関する実測図を岡山県教育委員会及び総社市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。

- 地籍合計 三、一四六平方メートル
- 地目 山林
- 所有者 個人
- 六 年 代 六世紀中葉から後半
- 七 指 定 理 由

緑山古墳群は総社市上林に所在し、三須丘陵の北西、標高約四五メートルの緑山一帯に位置する。六世紀中葉から後半にかけて造営された群集墳で、現在一九基が確認されている。そのうち一七基は横穴式石室を埋葬施設とし、一八基は円墳である。そのなかでも六・七・八号墳は墳丘の保存状態が良く、丘陵の頂部に三基が並んで所在する。現状は山林である。

昭和五十七年から五十九年にかけて、岡山大学考古学研究室を中心とする緑山古墳群調査団により、一・四・六・七・八号墳の測量調査と一部発掘調査が実施され、この地域の横穴式石室の編年研究が大きく進んだ。特に六・七・八号墳は、吉備中核地域に所在する横穴式石室の発展過程を示すものとして高く評価されている。また、令和二年度には岡山県教育委員会によるこうもり塚古墳調査事業の一環として、六・七・八号墳の再測量が実施されるとともに三須丘陵西半部の赤色立体図も作成され、周辺の地形を含めた古墳群の検討が可能となった。

六号墳は直径一五・六メートル、高さ二・四メートルを測る円墳で、両袖式の横穴式石室を内部主体とする。石室全長は現存長で六・二メートル、玄室は長さ三・

七メートル、幅二・五メートルである。玄室の奥壁は横方向に長い小振りの石材を六段積み上げ、左右両側壁も基底石を含めて五、六段積み上げる。玄室形態には畿内地域の影響が認められる一方、玄門に立柱石や柵石を配置する点などは九州の影響とみられ、吉備における横穴式石室導入期の地域間交流の様相を考える上で貴重である。

七号墳は直径約三〇・〇メートル、高さ四・五メートルを測る円墳で、片袖式の横穴式石室を内部主体とする。石室全長は現存長で一〇・三メートル、玄室は長さ五・四メートル、幅二・六メートルである。玄室奥壁の基底石は幅二・一メートルの大型石材と細長い石材の二石で構成され、その上部に三、四段の石材を積み上げている。玄門の袖石は現状で二段確認でき、その上に楣石を架構する。楣石が羨道天井より一段下がり、袖石が羨道内側に突出しない玄門構造に吉備地域における地域色の発現が認められる点は、奥壁石材の大型化と合わせて、石室の変遷を考える上で重要である。

八号墳は群中最大規模の円墳で、直径約三三・〇メートル、高さ六・〇メートルである。片袖式の横穴式石室を内部主体とし、石室全長は現存長で一五・二メートル、玄室は長さ七・〇メートル、幅二・九メートルである。玄室奥壁は三段で構成されている。楣石は幅一・五メートル以上、高さ一・五メートル以上の大型の石材を使用している。玄室の規模及び使用石材は、七号墳からさらに大型化している。

緑山六・七・八号墳は、石室の形態や規模、使用石材の大型化、出土遺物などの様相から、六世紀中葉から後半の間に六号墳、七号墳、八号墳の順に築かれたものと考えられる。これら三基の古墳は、横穴式石室という新しい埋葬方式が当地域に普及、定着する時期に造営されたものであり、その石室には畿内や九州など他地域に由来する特徴が見られるほか、当地域独自の地域色の発現も認められる。また、本古墳群の南東約一・三キロメートルに所在する史跡こうもり塚古墳は、全国でも屈指の規模の横穴式石室（全長一九・九メートル）を有する前方後円墳で、石室が大型化した緑山八号墳から直接首長系譜がつながる可能性をもつ。本古墳群は吉備中枢域における首長墓群の形成過程や、その背景となる他地域との関係などを研究する上で欠くことのできない古墳群であり、その学術的価値は高い。

一 指定番号 記第一一九号

二 種別 名勝

三 名称 龍城院庭園

四 所在地 浅口市寄島町六八八一番地一及び六八八四番地の一部

四 所 在 地 龍城院庭園 指定範囲に関する実測図を岡山県教育委員会及び浅口市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。

地籍合計 一、〇五八平方メートル

地籍合計 一、〇五八平方メートル

五 所有者 宗教法人龍城院

六 年 代 江戸時代

七 指定理由

福井山壽福寺龍城院は竜王山（標高二八九メートル）南西の福井山（標高一七五メートル）南中腹に位置する天台宗寺院である。寺伝によると、龍城院は承和五（八三八年）年に最澄の高弟の一人である慈覚大師円仁が開基したと伝えられる。寛文六（一六六六）年に岡山藩主池田光政による社寺整理で周辺一二坊が統合され、現在の地に定められた。現存する本堂は元禄二（一六八九）年及び宝暦九（一七五九）年再建で、庫裏は安永四（一七七五）年の再建である。庭園は本堂の北側背後に位置し、隣接す

る庫裏の北西側に当たる。江戸時代の伽藍がらんの再建・整備に伴い、現在の形に整えられたと考えられる。

庭園の様式は池泉座観式ちせんざかんで、視点場は庫裏の北西部の書院にある。斜面裾部に造成された護岸石組の池には中島が一島浮かび、背後の福井山を借景として取り込む。また、敷地造成の際に削り出した斜面地に主景となる二段落ちの滝を築く。現在、滝からは水が流れ落ちているが、これは後世の改修と推測され、当初はその上部の立石を含めた三段落ちの枯滝かたきであったと考える。さらに、池に面した斜面裾付近には幅広く豪壮な枯滝を造成し、その足元に池が広がる情景が造出されている。

敷地造成により現出した地形を巧みに活かして築造された幅広く豪壮な枯滝は、県内でも希少な事例として貴重である。岡山県の庭園文化及びその築造技術を考えるうえで重要と高く評価できる。

一 指定番号 記第一二〇号

二 種別 名勝

三 名称 夫婦岩めおといわ

四 所在地 高梁市成羽町布寄二六〇三番地

地籍合計 四、七八四平方メートル

地目 山林

五 所有者 国司神社

六 指定理由

夫婦岩は、高梁市街地から西に約一五キロメートル離れた成羽町布寄に所在する。高梁市域を北西から南東に貫流する成羽川中流左岸の台地上に並び立つ二つの巨岩で、東（台地）側が高さ約一二メートル、西（谷）側が高さ約一六メートルである。地元では夫（東側）と子を抱く妻（西側）に見立てて夫婦岩と呼んでいる。

夫婦岩周辺は、古生代石炭紀からペルム紀にかけての石灰岩地帯で、西に細く伸びた尾根部が節理に沿って縦方向に侵食された結果、複数の塔状地形が形成され、不安定となった岩塊は崩落し、崩落を免れた岩塊が柱状に残ったものが夫婦岩と考えられる。夫婦岩は吉備高原の隆起と節理に富んだ石灰岩の風化と侵食により形成された自然の貴重な造形物である。

これら二つの巨岩は、川面からの比高約二五〇メートルの断崖上に屹立し、周辺の景観を見下ろすその雄姿が存在感を示す。また、夫婦岩を望む展望は、成羽川の溪谷美とその両岸に広がる布寄・布賀の山並みと相俟あはって壮大な眺望景観を形成している。

地域では夫婦岩にまつわる伝承があり、古くから夫婦岩は夫婦円満・家内安全等を祈願する対象とされてきた。平成十七（二〇〇五）年には「高梁夫婦岩の会」が組織され、展望台や遊歩道を整備し、春には菜の花祭り、夏にはひまわり祭りのイベントを開催するなど、夫婦岩の保存と活用に積極的に取り組んできた。

夫婦岩は、自然の造りだした無二の造形物であり、地域の特徴ある地勢的な景観の中にあつて壮大な眺望景観を形成し、地元でも古くから価値ある対象として認められてきた。地域の歴史や生活にも関わり、価値ある名勝として貴重である。